第4章 基本計画

第1節 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

【現状と課題】

建築物や公共施設、公共交通機関、情報のバリアフリー化などを進め、安全で 快適な都市形成を図ることは、誰にでも開かれたまちづくりにつながり、地域や 家庭で住み続けていくためには、重要なこととなります。快適な生活環境を整え るため、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい特 性に対応した情報提供を広めていくことが必要です。また、障がい者にとっての 安全安心を確保するため、防災や防犯対策を充実させることも重要となります。 地域との連携の重要性や災害時のコーディネート等の人材育成など、避難行 動に支援を要する障がい者とその家族が安心できる災害時の具体策を検討して いくことが求められています。

【方向性】

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、 大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障 がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所 の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進しま す。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情 報提供や支援を図ります。

1 移動・交通手段の充実

障がい者の移動の円滑化を図り、より生活しやすく、より社会参加しやすい環境を整備して、障がい者の生活の質(QOL)が向上するよう、毎日の外出及び行動の支援を行います。

施策・事業	施策の概要
①公共交通等の充 実	・障がいのある人の日常生活、就労や趣味、余暇活動などの社会参加 を促進するため、福祉有償運送等自家用有償旅客運送による輸送サ ービスを確保するとともに、路線バス、航路における障がい者割引 の拡充を図るなど、利用しやすい公共交通体系の整備を進めます。
②福祉タクシー利 用料金助成	・重度障がいのある人の有効な手段として、福祉タクシー料金助成券を交付します。
③障がい者自動車 運転免許取得費 助成事業	・障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得への助成 を行います。
④身体障がい者自 動車改造費助成 事業	・一人ひとりの障がいの状態にあった自動車改造に必要な費用の助成 を行い、身体障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

2 バリアフリーの島(まち)づくり

障がい者が安心して生活を送るためには、身近な生活環境において、障がい者の日常生活や活動を阻害する物理的なバリア(障壁)を解消することが必要です。 障がい者にやさしい島(まち)づくりのために、道路、公園、交通機関を始め、 公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる、障がい 者の利用に配慮された環境づくりを進めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の安全性と利便性向上のため、音声による誘導や案内板の表示等による情報提供を行います。

施策・事業	施策の概要
①公共施設のバリ アフリー化、ユ ニバーサルデザ イン化の推進	・障がいの有無や年齢にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。・公共施設の新設及び改修等にあたっては、バリアフリー化を推進していますが、今後とも、ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、より利用しやすい施設となるよう検討します。
②安全で快適な道づくり	・道路整備、歩道整備にあたって、段差解消や点字ブロック等の設置 による安全で快適な道づくりを推進します。また、看板等の路上障 がい物のない歩道環境について、市民意識の啓発を行います。
③公園・公共施設 等の整備	・公園や観光施設、道路、公共施設等の整備、改修にあたって、バリアフリー化を推進します。 ・多目的トイレ(オストメイト対応等)の設置等市施設の改善、整備を行い障がいのある人にやさしい島(まち)づくりを進めます。
④交通機関のバリアフリー化	・バス路線や航路、空路などの公共交通機関の利用に関して、引き続き利用者の利便性の向上の視点から関係機関と連携し、路線バスの低床化や福祉タクシー車両の確保を図り、交通機関のバリアフリー化を更に推進します。
⑤民間建築物の整 備改善の促進	・不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築 物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよ う啓発活動を進めます。
⑥新潟県おもいや り駐車場制度の 普及促進	・新潟県おもいやり駐車場制度に基づき、市関連施設等における障が い者等用駐車スペースの整備や案内板設置を進めます。また、新潟 県と協力し、市内でのおもいやり駐車場協力施設が増えるよう制度 の普及に努めます。

3 防災対策

災害時においては、障がい者は特別な支援を要することから、災害時の対応を 想定した避難誘導体制の整備や避難所などにおける支援体制を整備し、市全体 で防災対策を進めていく必要があります。自力避難の困難な障がい者の把握を はじめ、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避 難を支援できる地域の体制づくりを推進し、併せて災害時要援護者台帳の整備 や活用について検討していきます。

施策・事業	施策の概要
①避難誘導体制の 整備	・市地域防災計画に基づき、障がいのある人など避難行動要支援者に対し、自主防災組織及び町内会長と協力して、近隣住民の共助意識向上に努め、避難誘導体制について検討し、個別計画の作成を推進します。
②広域避難所(福 祉避難所)の整 備検討	・障がい者などの避難行動要支援者の災害時の収容を想定して、指定 避難所(福祉的避難所)における収容方法について検討を行うとと もに、障がい者の避難を想定した備品、用具等の備蓄などに努めま す。また、避難所等への手話奉仕員の派遣を行います。
③障がい者など災 害時要援護者対 策の推進	・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避 難行動要支援者の個別計画の作成を推進します。
④緊急通信システ ムの充実	・聴覚、言語機能障がいのある人のために、ファクシミリ及び電子メールによる119番通報の普及を図ります。
⑤地域ぐるみの防 災体制の整備	・地域の自主防災組織を中心に、高齢者や障がいのある人が安全で安心して、暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。
⑥避難行動要支援 者名簿の整備と 活用	・避難行動要支援者を登載した名簿を更新するとともに、名簿を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう、誰が誰をどのように助けるのか、各自主防災組織及び町内会長などとも協議し、個別計画の作成を推進します。
⑦冬季における除 雪対策	・障がい者世帯に対し、冬季の除雪対策の支援を引き続き行います。

4 地域の安全対策

近年、特殊な手口の詐欺などの犯罪が多発しており、障がい者が悪質商法等による消費者被害に遭うケースが見受けられることから、障がい者やその家族に対して、被害事例についての周知を行い、被害を未然に防ぐことが必要となります。また、障がい者や高齢者などの安全のために、交通安全対策が大きな役割を果たしています。

地域の安全の確保のため、地域自治会や安全安心まちづくり協会、警察署とも 連携した防犯対策や消費者対策を行います。また、障がい者の安全な地域生活の ために、交通安全対策に取り組み、安全な島(まち)づくりを進めます。

施策・事業	施策の概要
①地域防犯体制の 確立	・地域において障がいのある人を守るため、防犯思想の普及及び啓発 に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進しま す。
②消費者被害の防 止	 ・消費者被害の未然防止に向けた出前講座を実施するなど、障がい者が被害に遭わないよう啓発活動を積極的に行い、悪質商法に巻き込まれないよう関係機関と連携し、正しい情報の提供に努めます。 ・障がい者施設に対して、定期的に消費者トラブルの情報を提供することにより、障がい者が被害に遭わないよう見守りの体制の強化を図ります。
③交通安全対策	・障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等の交流などにより、障がい者に対する安全教室の実施を検討するなど、対策の更なる強化を図ります。

第2節 情報アクセシビリティの向上と

コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいにかかわらず、必要なときに福祉制度や生活に関するさまざまな情報を入手し、円滑に意思疎通や相談ができる環境が不可欠です。

【方向性】

障がいが原因で、通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に必要な情報が、より的確に伝わる情報媒体、提供方法及び体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

1 情報アクセシビリティの向上

障がい者が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により意思を表明し、伝達できるようにするとともに、広報などの既存の情報提供手段やIT(情報技術)などを有効活用した情報バリアフリー化を推進します。

施策・事業	施策の概要
①広報活動の充実	・市広報について、視覚障がい者や聴覚障がい者に情報提供できるよう音声化等について、検討を進めます。・障がい福祉の制度内容をわかりやすく説明した「障がい福祉の案内」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
②障がいのある人 のためのホーム ページ等の充実	・制度改正や障がい福祉に関する情報など、随時最新情報に更新するとともに、ホームページの構成について、よりわかりやすい内容になるよう努めるとともに、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した情報提供を検討します。
③パソコン教室	・誰でも情報取得が簡単にできるよう、公民館活動でパソコン教室 を開催します。

2 コミュニケーション支援の充実

手話奉仕員や要約筆記奉仕員などの専門職の確保によるコミュニケーション 支援体制の充実を図り、意思疎通に関して支援が必要な障がいのある人のニー ズに応えられるよう努めます。

施策・事業	施策の概要
①手話奉仕員や要	・聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完す
約筆記奉仕員の	るため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成を関係機関と連携
養成	して行います。
②手話奉仕員や要	・佐渡市コミュニケーション支援事業の周知に努め、事業の充実を
約筆記奉仕員等	図ります。また、聴覚障がい者が参加する事業等に、手話奉仕員等
の派遣	を派遣するよう周知に努めます。
の行が田目の公社	・障がいのある人が、容易に情報を得られるよう福祉用具の適正な
③福祉用具の給付	給付を継続します。

第3節 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

【現状と課題】

平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。同年5月には、認知症や知的障がい等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた、法の整備が進められています。

本市でも、障がいのある人に対する差別や偏見を解消し、尊厳と権利を保障するための総合的な施策をさらに、推進する必要があります。

【方向性】

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、 社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、全ての市民が障 がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られるこ とが求められます。障害者差別解消法の理念の啓発に努めるとともに、障がい者 への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについ て周知を図ります。

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者も市民の一人として、平等で、自由に、そして安心して地域社会の中で生活できる環境づくりに取り組むとともに、障がい者の差別解消に向けた周知活動をさらに推進します。

施策・事業	施策の概要
①障がい者差別解 消への対応	・市民に対して、障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。・市職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領に基づき、合理的配慮を推進します。

施策・事業	施策の概要
②合理的配慮の提 供などに関する 啓発	・地域における合理的配慮の提供や障がい者に対する身近な差別の 解消を促進するため、市民や事業主等に対し、差別的取扱い及び 合理的配慮の具体例を紹介しながら、差別解消に関する啓発を行 います。

2 虐待の防止と権利擁護の推進

関係機関と連携し虐待防止の啓発を充実させ、虐待の予防を図るとともに、虐待が発生した場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。また、成年後見制度その他の権利擁護のための取り組みについて、より実効的なものとなるよう検討し、必要な措置を講じます。

施策・事業	施策の概要
①虐待防止など人	・障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、
権に関する啓発	福祉施設職員や市民に対し、虐待防止のための意識啓発、地域で
の推進	の取り組みに関する啓発を行います。
	・障がいのある人の虐待事例に対応する機関である「虐待防止セン
	ター」における、虐待を受けた障がい者の保護や支援等を充実し、
②虐待等への的確	障がい者等に対し、相談窓口を十分に知ってもらうため、啓発活
な対応のための	動に取り組むとともに、虐待事例の通報や相談に対して迅速な対
体制整備	応を行います。
11 103 TE MD	・虐待の未然防止等に対する方策をより充実したものとし、地域自
	立支援協議会を通じて、各関係機関のネットワークを活用し、啓
	発の推進に取り組みます。
 ③相談体制の強化	・法務の専門家等関係機関との連携により、人権に関する相談体制
	の強化を図ります。
 ④障がい者に対す	・判断能力が不十分な障がい者が、地域で安心した生活が送れるよ
る権利擁護	うに日常的相談や援助、金銭管理が行えるよう社会福祉協議会と
る 作用が 一般	連携し、日常生活自立支援事業の周知、普及を図ります。
	・知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人を
⑤成年後見制度普	保護するために地域自立支援協議会を活用し、成年後見センター
及の推進	をはじめ、関係機関と連携するとともに、成年後見制度利用の促
	進を図ります。
⑥成年後見制度の	・成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、費用の負担が
利用支援	困難であること等の理由で、利用が進まない者に対して支援する
作	とともに、制度等の周知に努めます。

第4節 生活支援・福祉サービスの充実と

意思決定支援の推進

【現状と課題】

障がい者のためのさまざまな制度改革が行われ、市内の障がい福祉サービス 事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業 など障がい福祉サービスの充実に努めてきましたが、障がい者及び家族等の高 齢化、障がい者の重度及び多様化が進んできており、今後の対応が課題となって います。また、サービスを支える障がい福祉サービス事業所において、人材の確 保及びサービスの質の向上が課題となっており、制度の動向等も踏まえつつ、サ ービス基盤の確保や質の向上に資する対応について、検討していく必要があり ます。併せて、自立支援給付と介護保険給付の適用関係について、当該給付調整 規定に基づき、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は 原則、介護保険給付を優先して受けることになりますが現状、障がい者が障がい 福祉サービスを必要とする理由は多様であることから、介護保険サービスへの 移行が課題となっており、今後、介護保険サービスへの円滑な移行について、検 討していく必要があります。また、地域交流や創作活動の場、余暇を過ごすため の環境など、幅広い日中活動の場、機会についても充実が求められています。そ のほか、多岐にわたる相談窓口がある中で障がい者、家族等の市民に対して、よ りわかりやすい窓口の案内を提供できるよう検討していく必要があります。

【方向性】

障がい者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実を推進してきましたが、今後も障がいの有無にかかわらず、市民が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むためのさまざまな支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実を図ります。併せて、障がい福祉サービスを支える人材の確保も重要であり、その確保と質の向上に努めます。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

1 相談支援体制の充実

障がい者本人の自己選択、自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるように、さまざまな相談に適切に対応できるようにするには、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を確立し、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら総合的、かつ、効果的なサービス基盤を整備します。

また、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外のさまざまなサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

施策・事業	施策の概要
①身近な相談窓口 の充実	 ・身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁に「佐渡市障がい者基幹相談支援センター」を設置しました。同センターは、総合相談窓口として幅広い相談に対応し、適切な関係機関等につなぐ役割もあることから、障がい者及び家族等、市民に対し、更なる周知を図るとともに、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。さらに、福祉施設についても地域の身近な相談窓口として連携を図り、支援を行います。 ・障がいのある人の生活全般や施設利用、福祉サービスなどについての相談ができる相談員を配置します。 ・精神障がいのある人の相談にも対応できるように、精神保健福祉士等による相談体制の充実を図ります。
②相談支援事業の 充実	・障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、在宅サービスの情報提供や相談を行う相談支援事業の充実を図ります。 ・利用者個々の状況に合わせ、必要なケアマネジメントを行い、サービス等利用計画の作成を行います。また、関係事業所と連携し、必要な人材の確保及び育成に努めます。
③組織の連携	・地域自立支援協議会を中心に関係機関の連携を強化し、障がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされるよう、制度を知らない障がい者及び家族等に対し、適切な説明を行い、サービスの提供量の確保及び質の向上に努めます。
④見守り活動	・社会福祉協議会など、関係機関と地域のボランティア等が協力した 地域ぐるみの見守り活動等を促進し、連携体制強化を継続します。
⑤民生委員児童委 員	・地域に密着した身近な相談者として、気軽に相談ができるよう定期 的な研修や啓発を通じて資質を向上し、連携の強化を図ります。

施策・事業	施策の概要
⑥障がい者相談員	 ・地域に密着した身近な相談者として、気軽に相談ができるよう研修や啓発を通じて資質を向上し、連携の強化を図ります。また、より当事者の立場に立って、親身に相談ができるように、当事者や保護者等の確保推進に努めます。 ・市内10地区に障がい者相談員が配置されるよう努めます。

2 地域生活への移行等

障がい者の地域移行に際し、生活拠点となるグループホーム等の福祉施設を確保するほか、民間借家などの確保を図ります。また、自宅で生活する場合でも、手すりの設置など住宅改修が必要となる場合には、必要な支援を行い、地域移行を促進します。加えて、公営住宅への入居など、市の住宅施策との調整の中で障がい者の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。また、自立支援給付(障がい福祉サービス)から介護保険給付(介護保険サービス)への移行を円滑に行えるよう検討を進めます。

施策・事業	施策の概要
① [本 2 2 2 3 本 1 / 	・グループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための
①障がい者施設等	居住の確保に努め、第5期佐渡市障がい福祉計画に目標値を明示
の充実	します。
	・民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた居住サポート事業
②一般住宅の確保	に取り組みます。
の支援	・市営住宅への入居など、市の住宅施策との連携、調整を行い、障
	がいのある人の居住の確保に努めます。
の仕字み枚の古採	・障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたって相
③住宅改修の支援	談の充実と住宅改修費の助成を行います。
④生活支援へのボ	・社会福祉協議会等との連携により、障がい者の通院、買い物など
ランティア参加	の日常生活を支えるボランティア活動への支援を行うとともに、
促進	市民に対し、積極的な参加を呼びかけます。
	・自立支援給付(障がい福祉サービス)から介護保険給付(介護保
⑤介護保険と連携	険サービス)への円滑な移行を図るため、各関係機関と連携でき
	る仕組みづくりを検討、構築し、移行しても安心した生活が送ら
	れるよう対応していきます。

3 生活安定施策の推進

障がい者が自宅や地域で自立して生活するために、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めるとともに、通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度等の周知及び活用を図り、障がい者の生活の安定、改善に努めます。

施策・事業	施策の概要
①重度心身障害者 医療費助成	・重度心身障がい者に対する医療費、入院時食事療養費標準負担額 及び訪問看護療養費を助成します。
②特別障害者手当· 障害児福祉手当	 ・20歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に特別障害者手当を支給します。 ・20歳未満であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人に障害児福祉手当を支給します。
③特別児童扶養手 当	・20 歳未満の重度、または中度の心身障がい児を監護している父または母、及び心身障がい児を父母にかわって養育(同居、監護、生計維持)をする人に特別児童扶養手当を支給します。
④自立支援医療費 助成、精神障害者 医療費助成	・更生医療、育成医療、精神通院医療等に該当する心身障がい者 (児)、精神障がい者等に対し、自立支援医療費の支給を行います。 ・佐渡市精神障害者医療費助成事業を継続して実施します。
⑤心身障害者及び 精神障害者作業 所等通所費助成	・障がい福祉施設に作業のため通所している人に対して、交通費の 一部を助成します。
⑥各種年金制度の 周知	・障がい者に対する障害基礎年金等の公的年金制度について、わかりやすいパンフレット等を用いての周知を図るとともに、必要な支給事務を行います。

4 障がい者団体、保護者団体等への支援

障がい者を抱える家族の負担は、障がい者の状態によっては 24 時間のケアが 必要なため大きな負担となっている方もおり、また、さまざまな悩みを抱えている現状があることから、障がい者団体、保護者団体等の活動に対して支援を継続して行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者団体へ の支援	・障がい者団体の活動が充実するよう継続して支援します。 ・障がい者団体の活動等が活発化するよう支援方法の検討を各障が い者団体事務局等関係機関等と協議します。
②保護者団体への 支援	・障がい者の家族が一人で悩みを抱えることがないよう、保護者団体等への参加を勧めるとともに、相談支援機関等による総合的な支援体制づくりに努めます。・小規模な親の会等との連携を検討するとともに、孤立する恐れのある未入会の保護者に対し、保護者団体への参加を促すよう関係機関と連携し、対応します。

5 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが確保され、自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備します。

なお、数値目標等は、「第5期佐渡市障がい福祉計画」「第1期佐渡市障がい児 福祉計画」によります。

施策・事業	施策の概要
①障がい福祉サー ビスの充実	・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めていきます。・必要に応じて、障がいに合った補装具の交付、修理に係る費用の一部を支給します。
②地域生活支援事 業の充実	・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、必要な整備を進めていきます。

6 福祉サービスの評価と質の確保

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスが提供されるよう、事業者に対する指導、支援を行うとともに、利用者から提起される苦情に対してサービス提供事業者への指導及び助言を行うなど、サービスの改善策に取り組み、障がい福祉サービスの更なる質の向上につながる仕組みづくりに努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①苦情解決体制 の整備	・障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。・苦情相談窓口担当者との連携を図るための会議等の検討を進めます。
②情報開示の適 切な運用指導	・開示が義務付けられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択する上で役に立つ情報が適切に開示されるよう、事業者の指導に努めます。
③福祉サービス の評価	・事業者が提供するサービスの質を地域自立支援協議会において客観 的に評価するなど、事業評価を行い、事業の改善につなげていきま す。

7 専門職の養成・確保

障がいのある人が持つ悩みや問題は、その障がいの種類や程度、年齢、家族や環境、社会の状況などさまざまな要因により個別性が強く、また、社会保障制度が目まぐるしく変化する中で、適切な支援を行うためには、専門知識と技術を備えた人材の育成が必要とされています。人材の確保や育成に努めるとともに、多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向け、地域自立支援協議会において、情報交換など連携体制の構築を図るとともに、地域において、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談及び指導が行われるよう、民生委員児童委員の研修等を開催し、関係機関との連携のもと適切な対応を行います。

【個別施策•事業】

施策・事業	施策の概要
①社会参加等を 支援する人材 の養成	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手 話奉仕員等やスポーツ、文化活動等の支援者の養成を検討します。
②福祉に携わる 職員の資質の 向上	・新潟県等関係機関と連携し、行政や施設の職員に対して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
③相談支援専門 員の確保	・サービス等利用計画の作成のため、相談支援事業所との連携により、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。・関係機関と連携し、相談支援専門員勉強会を開催するとともに、専門員の質の向上に努めます。

第5節 保健・医療の推進

【現状と課題】

本市では、妊婦の健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った取組を推進し、障がい者一人ひとりの保健、医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めるとともに、障がいの要因となる疾病の予防や障がいを早期に発見し、対応できる体制の構築に努めています。

今後も、障がい者や難病患者などが、保健、医療、リハビリテーションなどの 適切なサービスの提供を受け、健康を維持増進させられるよう、関係機関との連 携体制の強化に努め、また、障がいの発生を予防する観点から、心の健康づくり も含め、あらゆる年代の全ての市民の健康づくりを推進していくことが重要で す。

【方向性】

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健、医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健、医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防、治療が可能なものについては、これ らに対する保健、医療サービスの適切な提供を図ります。

1 障がいの予防対策の充実

障がいの発生や生活習慣病等の疾病の予防のために、特定健康診査、特定保健 指導の充実を図り、食育を含めた市民の健康保持、増進を促進するとともに、市 民の心の健康保持、増進のための相談事業等の充実を図ります。

施策・事業	施策の概要
①事故の防止	 ・障がいの原因となる事故を減らすよう、交通安全対策を 進めます。また、各事業所に対しても作業現場における 安全対策の徹底を要請し、事故の起こらない環境づくり に努めます。 ・障がい福祉施設においても、作業現場における安全対策 の徹底を指導し、事故の起こらない環境整備について関 係機関等連携し、検討を進めます。

施策・事業	施策の概要
②ひきこもり対策やうつの 予防	・ひきこもりやうつの予防として、外出支援や文化活動、 交流会などを通じて、仲間づくりや生きがいづくりを支援します。・地域自立支援協議会を開催し、各関係機関の役割を明確 にするとともに、ひきこもりに関する支援団体等の紹介 を広く、広報及び啓発していきます。
③歯科保健医療の推進	・治療が必要な人には早期受診を勧め、口腔衛生の保持、 増進に努めます。・関係機関と協力して事業を継続し、歯科治療や健診が受けられる環境づくりに取り組みます。
④相談支援体制	・専門医による「こころの健康相談会」を定期的に開催するほか、保健所の相談員、市の社会福祉士や保健師等が 随時相談を受け、適切な支援を行います。
⑤食育と栄養対策	・生涯を通じて健全な生活を実現し、健康を確保するため に食育推進計画に基づき、家庭や地域はもとより、各地 域の組織等との連携により、食育を推進します。

2 障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診により、疾病や障がいの早期発見及び早期治療に努めるとともに、障がい者に関わる保健、医療分野で、障がい者が健康的な日常生活を送れることや乳幼児期から高齢期まで、安心して治療やリハビリテーションが受けられる体制づくりに努めます。

また、精神保健分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、佐渡保健所や県精神保健福祉センター等と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

施策・事業	施策の概要
①妊産婦・乳幼児健康	・乳児健診及び幼児健診の受診率の更なる向上を図るとともに、
診査等の保健事業	小児科医による診察、指導や保健師による相談により、疾病等
の充実	の早期発見に努めます。 ・産婦健診の公費負担により、経済的負担を軽減します。

施策・事業	施策の概要
②保育園等との連携	 ・保育園等の入園前の障がいのある乳幼児に対し、安心して保育園等に入園できるよう、保育園等と関係機関が連携し、入園の調整をします。 ・保育園等と関係機関の連携により、障がいの早期発見に努めると共に、障がいの疑いのある乳幼児に対して適切な対応に努めます。また、障がいのある乳幼児等の保育については、対象保育園等に加配保育士等を配置し、保育体制の整備を進めます。 ・園巡回で発見した発達の気になる子どもを、園の現場で適切に対応できるよう、保育士等のスキルアップを目指し、研修会を継続します。
③早期療育体制の実 現	 ・各種健診において、障がいの早期発見、早期治療及び早期療育の実現を図ります。 ・早期療育のために保健、医療、福祉、教育等が連携し、相談機能の強化を図ります。また、親や家族等に対し、障がいに対する正しい知識の普及啓発と発達状態に応じた個別相談や関係機関の紹介等の支援の充実を図ります。 ・専門職を確保して発達検査を実施するほか、父親や祖父母向けのペアレントトレーニング等の実施など、対象者を拡大します。
④発達障がいの早期発見から早期療育、その後の体制強化	・発達障がいが見つかった場合には、関係機関と連携し、早期に相談支援や適切な対応がとれるよう体制の強化を図ります。 ・乳幼児期から学童期、青年期に向けての継続的な支援により、適切な就学等ができるよう、また、卒業後も就労及び自立に向けて、適切な支援が受けられるよう、各関係機関と連携の強化を図ります。
⑤障がいに関する正 しい知識の普及・啓 発	・市民等へ自閉症や知的障がい、軽度発達障がいなど障がいに 関する普及、啓発を効果的に実施するため、関係機関等におい て検討し、実施していきます。

3 保健・医療・リハビリテーションの充実

若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、生活習慣病の予防、ひいては生活習慣病が原因で起こる障がい発生の予防につながる健康づくり対策の強化を図ります。

また、障がいの軽減を図り、自立を促進するために、自立支援医療等の給付事業、身近な地域における機能訓練事業や精神障がい者も対象とした総合的な地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

施策・事業	施策の概要
①特定健康診査・特定 保健指導の推進	・特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上により、メタボリックシンドロームや生活習慣病対策を進め、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。・未受診者に対する受診勧奨を継続して、受診率を向上させるとともに、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。
②障がいのある人が 安心して利用でき る地域医療サービ スの充実	・佐渡医師会との連携により、障がいのある人が必要な医療を、 身近で受診できる環境の整備に努めます。・障がいのある人やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう 啓発を進めるとともに、受診環境の整備と医師の確保に向けた 対策について、関係機関と検討します。
③リハビリテーショ ン体制の充実	・障がいにより、身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。 ・介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションを充実します。 ・自立訓練(機能訓練)利用に係る支援について、関係機関等と連携し検討を進め、また、介護保険等対象者については、事業継続し内容等の充実に努めます。
④医療費の給付	・自立支援医療費給付制度について周知を行い、障がいの原因と なる疾病の予防と治療、進行防止等への経済的負担を軽減する ため、自立支援医療費等の助成を行います。

4 難病・発達障がいへの支援

障がい者には、定期的な医療を必要とする人も多く、特に難病患者は療養が長期にわたるため、精神的、経済的な面にも配慮した支援が必要です。さらに、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、ライフステージを通じて継続的な支援が行われる仕組みを構築します。

また、発達障がい者への支援についても、関係機関と連携して、市の療育体制を整備します。

施策・事業	施策の概要
①発達障がい等への 支援	 ・発達障がいの専門職員の配置により、相談支援体制の強化、発達障がいに対する理解の醸成、療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握と関係機関による特別支援連携体制の構築を行います。 ・発達障がい児の子育て、関わり方の勉強会(ペアレントトレーニング)をより充実して行い、発達障がい児の子育て支援等を継続して行います。 ・地域自立支援協議会を開催し、関係機関と連携して、市の療育体制を整備します。
②高次脳機能障がい への対応	・ 高次脳機能障がいの実態を把握し、佐渡保健所等関係機関と連携して対応を検討します。
③難病対策の推進	・障がい者、高齢の福祉制度に該当しない難病患者に対して、在 宅での日常の支援を行う難病患者等居宅生活支援事業を行い ます。

5 精神障がい者に係る精神保健福祉の取組、

地域移行の促進及び医療における適正手続きの継続

精神障がい者に対する精神保健福祉の充実、強化を図るとともに、地域移行を進め、適正な医療手続きを継続します。

施策・事業	施策の概要
①精神保健福祉の充実	・生活のしづらさを抱える障がい者に対し、相談に乗り、障がい特性に応じた支援を関係機関と連携し行うとともに、障がい者が自らの意思で生き方を選択、決定することができ、安心して地域生活を送れるように「一人ひとりが自分らしい人生を歩む~しあわせプランの実現~」を目標に精神保健福祉の充実を図っていきます。 ・日常生活上必要な訓練及び指導など、本人に対する活動支援等を実施することで、社会生活技能及び就労意欲の向上等を図り、再発の防止並びに社会復帰の推進するため、精神障がい者生活支援事業を継続して実施します。 ・地域自立支援協議会を開催し、各関係機関と連携して市の相談支援体制を強化します。
②精神障がい者の地域 移行の促進	・精神科医療機関、一般相談支援事業所等関係機関と連携し、精神障がい者の特性に応じた支援を行い、円滑に地域へ移行できるように環境づくりに努めるとともに、地域移行の促進を図ります。
③医療における適正手 続きの継続	・医療における適正な手続きの継続を佐渡保健所、医療機関等関係機関と連携し維持します。
④精神障がい対する正 しい知識の普及・啓 発	・市民等へ統合失調症、うつ病など障がいに関する普及及び啓発 を効果的に実施するため、関係機関等において検討し、実施し ていきます。

第6節 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重される存在です。しかし、障がいや障がい者の特性及び必要な配慮等についての理解が十分に進んでいるとはいえない状況です。障がいや疾病等に対する理解の促進について、主に広報紙やホームページ等を活用した情報発信や市民の交流機会などを通じて行っているものの、十分に浸透しているとは思いません。

また、障がい者に関わる法制度は大きく転換しており、新しい制度やサービス 内容などを改めて周知する必要があります。

【方向性】

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対しての理解を促進するため、広報、啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた配慮を行うとともに、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

1 理解・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていく取り組みを充実し、障がいのある人の地域での自立生活を支え、社会参加活動を促進できるような地域環境を目指します。

また、身体障がい者福祉協議会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族連合会等の団体活動においても広く、市民への啓発活動に取り組むよう促進します。

施策・事業	施策の概要
①テレビ·広報等によ る啓発活動	 ・CNSテレビ、市報さど等を活用して障がいに関する情報を提供します。また、市民へ障がいや障がいのある人に関する啓発を進めます。 ・今後は、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等による啓発活動を実施します。

施策・事業	施策の概要
②インターネットの 活用	・市のホームページを活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発を進めます。・制度改正や障がい福祉に関する情報など、随時最新情報に更新するとともに、ホームページの構成について、よりわかりやすい内容になるよう努めます。
③障がいの理解、人権 教育の啓発活動の 推進	・障がいのある人の社会参加促進のため、各種イベントや大会、研修会等の活動を支援し、障がいに対する正しい理解の普及に努めます。・障害者週間や人権週間の周知を図り、障がいの理解、人権教育を推進するとともに、効果的な取り組みについて関係機関と連携し、検討を進めます。

2 福祉教育等の促進

学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会を提供するよう努めます。

また、市職員や公共サービスに携わっている人に対して研修等を行い、障がいに対する理解と意識の向上を図るとともに、生涯学習事業による啓発活動を推進します。

施策・事業	施策の概要
①学校等における福 祉教育の推進	・保育園等や学校などにおける福祉教育を推進します。
②職員等への啓発	・職員への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正し い知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
③公共サービス従事 者への啓発	・公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいや障がい のある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方につ いての理解を深めます。
④生涯学習を通じた障がい者の人権に関する学習機会の充実	・生涯学習を通じた、障がい者の人権に関する学習機会を充実します。 ・新潟県他関係機関と連携し、障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

3 ボランティア活動やNPO活動の支援

障がいのある人やその家族等の生活支援を充実するために、ボランティア活動やNPO活動の充実が必要です。ボランティア活動やNPO活動を育成するとともに、必要な情報を市民各層へ提供し、活動への参加促進を図ります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①ボランティアやNPOの育成と情報提供	 ・ボランティアに関する相談や研修機会の充実など、ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。 ・障がい者の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援するとともに、相互の交流や情報交換の機会の充実を図ります。 ・市報さどや社協だより等の広報誌など、多様な媒体を活用したボランティア活動、NPO活動に関する情報を市民へ提供します。
②市民各層のボラ ンティア活動へ の参加促進	・市民各層のボランティア活動、NPO活動への参加を図るためのボランティア養成講座や精神保健普及啓発講座を開催し、市民の理解を深めていただけるよう努めます。・社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターへの登録が促進されるよう支援します。また、自主的な活動の支援について検討します。

4 選挙と政策決定への参加

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の 整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

施策・事業	施策の概要
①選挙情報の提供	・国等から配布される障がい者用の各種啓発物資については、配布が行き届くよう関係機関と調整します。また、障がい者の状況に配慮した広報活動などに努めます。・制度の周知を図ることで、障がい者の選挙権行使の機会を確保します。

施策・事業	施策の概要
②投票所の対策	・障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の確保を行 うほか、投票所のバリアフリー化を行うなど、投票所の改善に向 けて関係者と協議します。また、視覚障がいや聴覚障がいなど、 それぞれの障がい者に対応した投票方法について、国や県へ働き かけます。
③各種審議会等へ の参加の配慮	・市の政策を方向付ける各種審議会等への参加に対し、ソフト及び ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために、必要な 環境の整備を検討します。

第7節 雇用・就労の支援と所得保障

【現状と課題】

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するためには、職業を通じた社会参加が重要です。障害者雇用促進法の改正等により、障がい者雇用の一層の促進が図られ、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど、障がい者雇用対策の各施策が推進されています。今後も、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場の充実を図ります。また、さまざまな理由により外出が困難である人には、きっかけとして短時間でも外出ができるような就労の場、福祉的就労の場が提供できるよう検討し、関係機関との連携を図り、総合的な支援を行っていくことが必要です。

【方向性】

雇用や就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と 適性に応じて就労できる場があることは、生きがいにもつながります。働く意欲 のある障がい者がその適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、 関係機関との連携を図り、総合的な支援を推進します。

1 雇用の拡大

ハローワーク佐渡、佐渡連合商工会、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について、達成するよう働きかけるとともに、障がい者が安心して働けるよう、一般就労及び福祉的就労を含めた就労機会の整備を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①事業主への啓発	・障がい者雇用支援月間などを中心に市内の事業主に対して、障がいのある人の雇用についての理解の促進及びさまざまな就労形態(季節的就労、グループ就労、短時間就労等)での受け皿の確保推進を図り、雇用ができるよう協力を要請していきます。 ・地域自立支援協議会において、関係機関と連携し、事業主への啓発事業を進めます。
②障がい者雇用率の 向上	・障がい者雇用率の向上を目指し、ハローワーク佐渡、障がい者就業・生活支援センター等と連携して、市内の事業所に対し、障がい者の雇用を呼びかけるとともに佐渡特別支援学校をはじめ、他校も含めて連携し活動していきます。
③障がい福祉サービ スの強化	・障がい者の就労移行が進むよう就労移行支援事業の充実、また、 就労継続支援等の障がい福祉サービスの強化を図ります。 ・地域自立支援協議会において、就労移行支援事業等の充実に向 けて実施内容等の検討を進めます。
④就労に向けた体験 実習の場の確保	・障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労に向けてさま ざまな業種の仕事について体験できるよう、実習及び学習機会 の整備を行います。また、佐渡市における実習受入について検 討を進めます。
⑤公的機関における 雇用拡大の推進	・公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の 雇用を行います。・ハローワーク佐渡及び障がい者就業・生活支援センター等関係 機関と連携し、雇用拡大の推進を図ります。

2 就労環境の整備

障がい者の能力に応じて可能な限り就労できるよう、各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び助言など必要な援助を行い、 障がい者の就労環境の整備に努めます。

また、障がい者就業・生活支援センターと連携し、就職に必要な技能修得の支援や生活指導などを行います。

施策・事業	施策の概要
①雇用環境の整備促 進	・障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所や障がい者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談に努めます。

施策・事業	施策の概要
②グループ就労や短 時間就労の促進	・障がいの特性や個人の日々の状況に応じて、柔軟に就労すること ができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を 検討、要請します。
③各種助成制度の周 知	・障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携しながら、障がい者雇用納付金制度に基づく助成など、障がいのある人の雇用を促進する各種制度の周知を図ります。
④就労相談、職場定 着と継続就労への 支援	・障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労への一貫した 支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。 ・就労先に出向き、障がいのある人と企業の双方に定着指導を行う ジョブコーチの派遣制度を活用し、安心して仕事を続けられる 支援を行います。また、ジョブコーチを市内事業所へ計画的に配 置できるよう調査、研究及び検討を進めます。
⑤公共職業訓練施設 との連携	・障がいのある人の雇用が促進されるよう、公共職業訓練施設等と 連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や 就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。

3 所得保障・工賃水準の引き上げ

佐渡授産ネットワークを活用し、所得の向上を図るために関係機関との連携を強化していますが、さらに、事業所に対しての働きかけも強化するなど、積極的な対応に努めていきます。また、就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃水準を引き上げる取り組みを、関係機関と連携し促進します。

施策・事業	施策の概要
①所得の保障	・障がい者の所得について、事業所など関係機関との協力により向上を目指します。・障がい者就労の促進を図り、また、給料賃金等が向上するよう地域自立支援協議会を通じ、関係機関と連携し検討を進めます。
②工賃水準引き上げの取り組み	・地域自立支援協議会及び佐渡授産ネットワークにおいて、障がい福祉施設で働く、障がい者の工賃水準の引き上げについての検討を進め、授産品応援サポーター事業の周知及び利用拡大を取り組んでいきます。 ・県外を含め、授産品の販路拡大を図るため、佐渡授産ネットワー
	クにおいて、インターネットの利用を検討するなど、障がい者施設や関係機関と連携し取り組んでいきます。 ・福祉分野と農業分野をはじめとする他産業分野と連携し、障がい者の工賃水準引き上げ等を図っていきます。

第8節 教育・育成

【現状と課題】

障がい児が個性を尊重し、それが発揮されるよう、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のために必要な力を養うためには、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じた、きめ細かな教育や療育が求められます。また、子どもの育成や教育に関して、さまざまな悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と、障がいの状態や子どもの成長に合わせた教育環境の整備が求められています。

【方向性】

障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな支援が必要です。 学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う 等、乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育や教育を行います。

障がい者が、社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず、生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

1 一貫した相談支援体制の整備

子ども一人ひとりの特性を活かした障がい児教育の充実を目指して、教育環境の整備や介助員等の充実を図るとともに、教育、福祉、医療、労働分野の緊密な連携により、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路指導の充実に努めます。

また、障がいのある幼児等の療育については、保育施設等の改善、保育士の専門性の向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、障がいのある幼児等の保健医療や療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。

さらに、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症などに対する関心が高まり、学校における特別支援教育の推進など、障がいに対応した支援を推進します。

【個別心水・予末】	
施策・事業	施策の概要
	・身近な場所で気軽に育児に関する相談ができるよう、体制を整
①育児相談・健康診	備します。
査の充実	・問診内容の充実やスキンシップ、仲間づくり等により乳幼児健
	診の充実を図ります。
 ②地域子育て支援拠	・未就園児童と親が、親子で参加する地域子育て支援拠点事業等
点事業等の実施	において、保健師等と連携をとりながら、障がいの有無を見極
711111111111111111111111111111111111111	め、早期の療育につなげていきます。
	・保育園等における、障がい児の受入体制の充実を図るとともに、
③保育園等における	保健師等との連携による障がいの早期発見にも努めます。
受入体制の充実	・加配職員の配置など、受入体制の充実を図るとともに、巡回支
	援、研修等を継続し、保育者のスキルを向上します。
() フドナッダン共和制	・家庭や保育園等での生活が円滑に送れるよう、就学前児童の発
④子どもの発達相談	達に関する相談を行います。
窓口	・相談窓口を周知するとともに、個々の相談に対して、関係機関と 連携して適切な支援につなげます。
	・教育支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら障がい
	のある児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就
	ジカる元重、主使 八いとりの教育的ー ハに応じた過勤な乱 学指導を行います。
	・保健、福祉や保育園等、学校などにおける就学や進路相談機能の
⑤就学・教育相談体	充実と相互連携を強化します。
制の充実	・学校教育課の職員が、保育園等、小中学校を頻繁に訪問し、学校
	教職員、保護者等に対し、適正な就学指導のための面談を実施す
	るとともに、子ども若者相談センター職員や保健師、子ども若者
	課との連携をさらに強化します。
⑥学校における相談	・相談員等を学校に派遣し、学校における相談機能の充実を図り
機能の強化	ます。
の専門会との連携の	・医療、保健、福祉、教育等の専門家との連携により、就学相談等
⑦専門家との連携の 強化	の特別支援ネットワークづくりに取り組み、乳幼児から学校卒
	業までの個別の教育支援計画の作成に取り組みます。
⑧進路指導の充実	・一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、
	教育、福祉、医療、労働等の関連部門の連携を強化し、進路指導
	の充実を図ります。
	・キャリア教育の視点から作成した「キャリア教育グランドデザ
	イン」を活用した進路指導の充実とともに、適切な就学支援によ
	る進路選択を軸として、進路指導の充実を図ります。

2 学校教育の充実

障がいのある児童、生徒の適正な就学を推進するため、教育支援委員会により、 その保護者に対して助言及び指導を行い、障がいのある子どもが一人の人間と して、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教 育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい 教育環境の整備を目指します。

また、特別支援学校や小中学校において、障がいのある児童、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、施設のバリアフリー化に努めるとともに、保育園等、小中学校の連携のもと、障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫や改善を図り、さらに、特別支援教育コーディネーターを中心として地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	
施策・事業	施策の概要
①障がいのある子ど	・特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合、施設や設備につ
もに対する適切な	いて配慮します。
教育機会の提供	・適正な就学と合理的配慮の充実を目指した取組みを継続します。
	・障がいのある児童、生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを
 ②特別支援教育の推	理解し、指導、支援、配慮のもと適切な教育を行い、能力や可能
世	性を最大限に伸ばすことで、自立できるよう育成に努めます。
進	・特別支援担当教師、介助員等への研修会を佐渡総合教育センタ
	一の主催により実施します。
	・児童、生徒の障がいと特性を見極め、家庭、保育園等、学校、医
	療、福祉、労働等の関係機関と連携し、個別指導計画及び個別の
③個別の教育支援計	教育支援計画を作成し、それぞれの教育的ニーズにあった実践
画の作成・評価	の中で、評価や改善を行います。
	・特別支援学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成割合
	を 100%にします。
	・全ての児童、生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を
④交流及び共同学習	育むため、目的、内容、方法を十分に検討し、通常の学級と特別
の推進	支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。
(a) \(\tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	
⑤学校教育における ロボン 本理知の世	・障がいの有無にかかわらず、地域で暮らす子どもたちの連帯意
障がい者理解の推	識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるために、特別支
進	接学級などの子どもとの交流及び共同学習を進めます。
⑥人権教育の推進	・お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合い、共により
	よい社会を築いていける教育を障がいのある児童、生徒にも、障
	がいのない児童、生徒にも行います。

施策・事業	施策の概要
⑦障がいのある子ど もの放課後対策等 の充実	・障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れや、夏休 みなどの長期休業中における居場所づくりを進めます。 ・放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入体制の充実 に努めます。

3 支援体制の充実

専門機関の連携や指導力の向上、支援施設の改善を図り、障がい児それぞれの特性に合わせた支援体制を整備します。

施策・事業	施策の概要
①介助員等の配置	・知的障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等の障がい
	により、教育活動が困難な児童、生徒に対し、個人に応じたきめ
	細かな指導を行い、児童、生徒が安心して学校生活を送れるよう
	に、教育支援員の配置に努めます。
	・放課後児童クラブにおける、障がいのある児童の受入体制の充
②学童保育の充実	実に努めます。
	・放課後や長期休暇中における、障がいのある児童の健全育成と
	保護者の負担を軽減するため、学童保育の充実を図ります。
	・長期休暇中に障がいのある児童の生活リズムを保持し、保護者
	の負担を軽減するため、関係施設等と連携を図りながら障がい
	のある児童預かり、日中一時支援事業に継続して取り組みます。
③全校的な支援体制	・小中学校では、校内委員会を中核とした全校的な支援体制の確
の確立	立に努め、個別の指導計画を作成し、教育の充実を図ります。
	・学級担任のための注意欠陥・多動性障がい等研修会など、特別支
	援教育にかかわる研修会を実施し、教職員等の専門職としての
④学校教職員、保育 園保育士への研修	識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適
	切な指導の充実に努めます。
	・また、市内の特別支援学級、特別支援学校などの協力を得て、在
	籍する児童、生徒や特別支援学級などの運営について、教職員の
	研修を進めます。
⑤手話や点字を学ぶ	・県やNPOなどと連携し、必要に応じて教職員に対し、手話や点
場の整備	字について学ぶ機会を整備します。
⑥教育施設の改善	・学校の改修等にあたっては、障がい児に配慮して施設のバリア
	フリー化に努めます。

第9節 社会活動への参加の促進

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーション等を行うことができる環境の更なる整備が求められています。その基本には、障がい者が参加しやすいものであるよう配慮が必要とされます。そのためには、地域の団体と協働し、参加の呼びかけをすることに加え、地域の方々、障がい者やその家族等へ直接、啓発活動に取り組んでいくことが重要です。今後も、各種団体等と連携を図りながら、身近な地域での地域活動に参加することができるよう、必要な環境を整えていくことが必要です。

【方向性】

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

1 地域活動への参加促進

地域での自治会活動や文化活動、スポーツ、レクリエーション、福祉活動、ボランティア、NPO活動などへの参加機会の充実のほか、施設面のバリアフリー化を進めるなどの条件を整備するとともに、手話通訳の派遣やボランティアの充実などによる支援を推進します。

また、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいなどを通じて、自己実現が出来るよう行事、イベント等の情報提供に努めます。

施策・事業	施策の概要
①行事への参加促進	・各種行事へ障がい者や家族等により多くの参加を呼びかけるため、各関係機関、地域の団体等協働し、直接、啓発活動ができるような仕組みを検討、実行するとともに、地域との交流に努めます。

施策・事業	施策の概要
②地域での役割の分	・自治会の活動について、障がいの状況に応じて役割を持ち、地
担	域社会への貢献ができるよう啓発活動を行います。
③社会参加の支援	・社会参加を促進するために、移送サービスの充実や手話奉仕員
	の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。
	・重度心身障がい者の社会参加の促進を図るため、タクシー利用
	料金の助成を実施します。
④授産品販売機会を 通じた交流	・障がい施設での作品等を販売するイベント等を充実し、障がい
	者の所得の向上と市民との交流機会の充実を図ります。
	・佐渡授産ネットワークにおいて、授産品販売の促進について検
	討を進めます。
	・授産品販売のほか、市民との交流及び障がいの理解促進につい
	ても検討を進め、授産品応援サポーター事業の周知及び利用拡
	大に取り組みます。

2 スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進

障がい者が気軽に参加し、楽しめるスポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、その情報提供に努めます。

施策・事業	施策の概要
①障がい者スポーツ協会等	・障がい者スポーツ協会、各関係機関等と連携し、障がい
との連携	者スポーツの振興に努めます。
	・障がいのある人がスポーツ、文化活動を楽しめるよう、
②文化拡乳・休玄拡乳の ※Ⅱ	市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。
②文化施設・体育施設のバリアフリー化	・新たに建設する施設は、バリアフリー化を基本とし、既
	存施設については、施設統廃合計画に照らし合わせ検討
	します。
 ③障がい者スポーツ・文化行	・障がいのある人とその家族や地域住民が集まり、スポー
事の開催支援	ツや文化活動を楽しみながら、相互の親睦を深めるため、
事が開催又仮	身体障がい者体育大会等の各種大会に支援を行います。
	・障がい者が気軽にスポーツに取り組めるよう、フライン
	グディスクなどスポーツ、レクリエーションの指導員の
④障がい者スポーツ・レクリ	養成を行います。
エーション指導員の養成	・「障がい者スポーツ指導員資格」講習会への受講を招待
	し、資格取得者の増加に努めるとともに、指導員の拡充
	を図ります。

3 交流・ふれあいの拡充

障がいのある人が地域の中で互いに、豊かな人間関係の中で暮らし続けることができるよう、自治会、各地区商工会、市ほか、地域の団体等関係機関と連携し、各イベント等の開催においては、障がいのある人も文化活動の作品や活動発表ができる機会を設けるとともに、積極的に参加できる多様な交流の機会づくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支え合い活動へのボランティア参加を進めるとともに、障がい者団体、ボランティア団体等と連携を強化し、ふれあいの場を推進します。

施策の概要
・各種の交流活動や事業への介助者や手話通訳奉仕員など
の派遣に対する支援を進めます。
・小中学校のボランティア活動などを通じて、障がいにつ
いての正しい理解を深めるよう努めます。
・社会福祉協議会、商工会、自治会、市等主催の各種イベ
ント開催を通じて、障がい者の文化活動の作品や活動発
表ができる機会を設け、障がい者と一般市民との交流活
動を支援します。また、もっと身近な地域で定期的に、
文化活動の作品等が展示できるような機会を各関係機関
と連携しながら、検討を進めます。
・移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できる
よう、行動援護、同行援護のほか、地域生活支援事業に
位置付けられる移動支援事業を推進します。